

事務連絡
令和7年3月21日

関係団体 御中

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス・事業者間取引適正化等法担当室
厚生労働省医政局医事課

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等について（協力依頼）

平素から、医療行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。）が、令和6年11月1日に施行されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

（1）取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、

（2）就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は、本法の周知啓発に取り組んでおり、この一環として、昨年から説明会の開催等について御協力をお願いしているところですが、施行後においても本法の周知徹底に向けた取組が必要となります。

貴会におかれましては、これまでも、本法に関する周知啓発に関して御協力を賜ってきたところですが、改めて本法の周知徹底のため、下記の3点について、貴会の御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. フリーランス・事業者間取引適正化等法等の周知について

本法については、下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、パンフレット、Q&A、リーフレット、解説動画など各種コンテンツを公開しておりますので、都道府県の関連団体等に御案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

【本法の内容に関する御案内】

法律の主要なポイント、解説動画、パンフレット、Q&A、リーフレット等はこちらを御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html

※ 公正取引委員会のページに移動しますが、内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省の関連ページにもアクセス可能です。

また、フリーランスと発注者等の取引上のトラブルなどについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル 110 番）を設置していますので、併せて御活用ください。

【フリーランス・トラブル 110 番】

0120-532-110（通話無料/受付時間 9:30～16:30（土日祝日を除く）

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>

2. 貴会及び都道府県の関連団体等による説明会開催の検討及び実施

御希望に応じ、貴会又は都道府県の関連団体等が主催する医療機関等向けの説明会・研修会に公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の職員を講師として派遣させていただきます。

講師派遣の依頼は、施行後も引き続き、随時受け付けております。また、これまでに開催実績がある団体からの申込みも可能となっておりますので、説明会・研修会の開催について積極的に御検討いただけますと幸いです。

【説明会への講師派遣の問い合わせ先】

●公正取引委員会事務総局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室

03-3581-5471（代表）

●中小企業庁事業環境部取引課

03-3501-1511（代表）

●厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課フリーランス就業環境整備室

03-5253-1111（代表）（内線 7850、5108）

3. 本法に関する御相談窓口

本法に関する御相談がありましたら、行政機関（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）にご連絡いただきますよう、周知に御協力をお願いいたします。

【内容が取引の適正化に関するもの（本法第2章）の場合】

<https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/freelance.html>

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shitauke/2024_freelancelaw.html

【内容が就業環境の整備に関するもの（本法第3章）の場合】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

以上